

## 第6章

# セネガルにおける障害者の政策と生活

——「アフリカ障害者の10年」地域事務局と教育，運動，労働——

亀井伸孝

### はじめに——調査の目的と方法——

2000年，アフリカ統一機構（Organisation of African Unity: OAU）（現アフリカ連合（African Union: AU））により「アフリカ障害者の10年」（2000-2009年）の取り組みが始められた。さらに，第1次「10年」の終了後も，アフリカ連合によって「第2次アフリカ障害者の10年」（2010-2019年）が設定された。これらの取り組みをサポートする形で，国際協力機構（JICA）はアフリカ各国から障害当事者のリーダーを日本およびタイなどのアジア・太平洋地域に招き，障害当事者団体である DPI 日本会議<sup>(1)</sup>が受け入れ先となって，障害者の地位向上をめざした研修を行ってきている（国際協力機構 2011）。

セネガルには，アフリカ障害者の10年の西・中部・北アフリカ地域事務局が設置されている。また，NGO 西アフリカ障害者団体連盟の本部も同国の首都ダカールにおかれている。同国から JICA の障害者リーダー研修に参加した人も複数いる。

このように，国際的な動向に深いかわりをもつ国でありながら，現地の障害者についての実態調査は乏しく，障害者に関する網羅的な文献も存在していない。

本章は，以下の三点を解明することを目的としている。第1に，セネガル

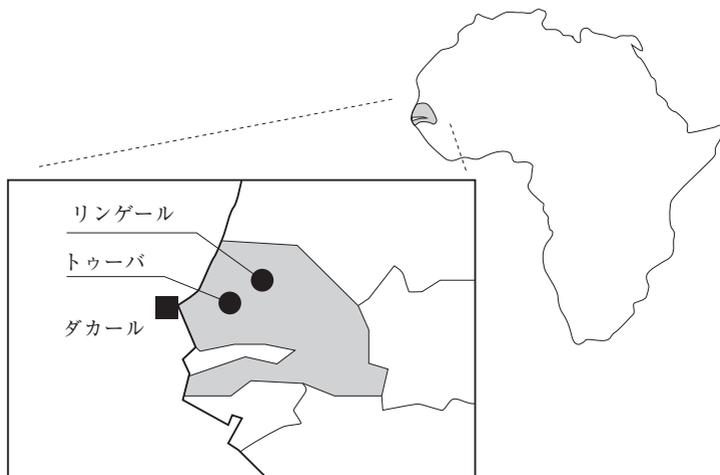
における障害者の人口と政策の概要を、おもに統計資料および政府関係者へのインタビューより明らかにする。第2に、アフリカ障害者の10年地域事務局を含む国境を越えた障害当事者運動の状況について、当該の団体運営や諸活動を担っている障害をもつ当事者へのインタビューに基づいて示す。第3に、障害をもつ人びとにかかわる教育、運動、労働の実態について、関連機関・団体および障害をもつ市民個人に対するインタビューと観察に基づいて概観する。これらを通じて、同国の障害者と彼ら彼女らを取りまく環境の現状を明らかにし、今後の開発に資する基礎資料とすることをねらいとする。

現地調査は、2013年および2014年に、セネガル共和国の首都ダカールおよび近郊都市（ピキン、チャロイ、ゲジャワイ）、リンゲール、トゥーバにおいて行われた（図6-1）。

調査の方法は、資料収集のほか、インタビューや文化人類学的な参与観察をまじえて行われた。使用言語は、フランス語、フランス語圏アフリカ手話（LSAF）と、片言のアラビア語、ウォロフ語である。

本章は、以下の各節で構成されている。第1節では、セネガル共和国の障

図6-1 セネガル共和国の位置および調査地



(出所) 筆者作成。

害者人口と政策の概要を示す。第2節では、セネガルが西アフリカにおける国境を越えた障害当事者運動が集まりやすい国という側面をもつ点に触れる。第3節では、同国の特別支援教育と障害当事者運動を概観する。第4節では、現地で行った聞き取り調査に基づき、障害者の労働状況の一端をかいまみる。最後に、「マイノリティによる資源の活用と共有」という視点でこれらを概括しつつ、今後の研究の展望を示したい。

## 第1節 セネガルの障害者人口、政策

### 1. 統計による障害者人口

本節では、セネガルにおける障害者人口について、得られた資料に基づいて明らかにする。

セネガルでは、国勢調査 (Recensement Général de la Population et de l'Habitat) が、これまでに4回行われている。第1回が1976年、第2回が1988年、第3回が2002年、第4回が2013年である。このうち、1988年以降の調査では、障害者の人口調査が行われている。

第2回の1988年の調査時点での障害者人口は13万4792人であったとの結果がある (表6-1)。これは、同調査におけるセネガルの総人口677万3417人のうちの1.99%に当たる。なお、これはセネガル国籍をもつ人のみに関する集計である。当時の12万3391人のセネガル国籍をもたない在住者は含まれていない。

この時点での調査の特徴としては、障害のカテゴリーがやや大雑把で、とくに「その他」(Autres) に分類されているケースが多いことが挙げられる。

つぎに、第3回の2002年の調査についてみる。この時点での障害者人口は13万8798人であるとの結果がある (表6-2)。これは、同調査におけるセネガルの総人口985万5338人のうちの1.41%に当たる。

表6-1 1988年に行われた国勢調査における障害者数

(単位：人)

	非障害者	肢体障害	視覚障害	ハンセン病	知的障害	その他	障害者計	総計
男性	3,214,699	17,246	10,767	4,225	6,501	29,962	68,701	3,283,400
女性	3,423,926	14,844	11,609	3,383	5,566	30,689	66,091	3,490,017
計	6,638,625	32,090	22,376	7,608	12,067	60,651	134,792	6,773,417

(出所) Direction de la Prévision et de la Statistique (1993) に基づき筆者作成。

表6-2 2002年に行われた国勢調査における障害者数

(単位：人)

	視覚障害	聴覚障害	言語障害	下肢障害	上肢障害	知的障害	アルビノ	ハンセン病	その他	障害者計	非障害者	総計
男性	9,643	7,792	6,912	20,249	11,040	9,915	579	1,111	15,371	74,749	4,771,377	4,846,126
女性	9,309	7,160	5,612	16,427	8,825	7,374	517	780	15,343	64,049	4,945,163	5,009,212
計	18,952	14,952	12,524	36,676	19,865	17,289	1,096	1,891	30,714	138,798	9,716,540	9,855,338

(出所) ANSD (Agence Nationale de la Statistique et de la Démographie) (2006) に基づき筆者作成。

(注) 各障害種別人数の合計が障害者数総計を上回るのは、重複障害をもつ人たちについて、複数のカテゴリーでカウントしていることによるものと推定される。

前回よりも、ややきめ細かなカテゴリーとともに調査がなされている。14年前に実施された1988年の調査と比較して、総人口は46%増加しているが、障害者人口は3%しか増加しておらず、ほぼ横ばいの状態である。つまり、総人口に占める障害者の割合はむしろ減少しているとの結果となっている。セネガルの人口構成や保健状況が激変しているとの観察はないため、おそらくは調査の精度の問題ではないかと考えられる。

障害者福祉を専門とする研究者は、これらの障害者人口は過小評価であり、実際は一桁上回るほどの人口があるものと推定している<sup>(2)</sup>。

また、2002年の調査では、障害をもつ人の居住地域を、都市と農村とに分類して示している(表6-3)。非障害者における農村居住者の割合は59%であるのに対し、障害者のなかの農村居住者の割合は63%となっている。つまり、ほぼ同率か、若干障害者の方が農村にとどまっている割合が高いという結果である。障害をもつ人の出現率が都市と農村とで同じであると仮定するならば、比較的、都市ではなく農村にとどまっている傾向が読み取れるであろう。

表6-3 2002年に行われた国勢調査における  
障害者の居住地域

(単位：人)

	障害者	非障害者	総計
都市	51,410 (37%)	3,956,180 (41%)	4,007,590 (41%)
農村	87,388 (63%)	5,760,360 (59%)	5,847,748 (59%)
計	138,798 (100%)	9,716,540 (100%)	9,855,338 (100%)

(出所) ANSD (Agence Nationale de la Statistique et de la Démographie) (2006) に基づき筆者作成。

(注) カッコ内は、そのカテゴリーにおける都市／農村の人口比を示す。

このほか、2002年の調査では、都市よりも農村の男性障害者のほうが職をもっている割合が高いこと、女性障害者の最も多い職種は主婦であること、都市部で働く男性障害者の最も多い就労形態は自営業であることなどの指摘がある。より、社会経済的な側面に関心を払った調査が行われている様子がみられる。

なお、最新の政府報告書では、2013年に行われた国勢調査の結果として、総人口1350万8715人のうちの5.9%が障害者であると結論づけている (Agence Nationale de la Statistique et de la Démographie, Ministère de l'Économie, des Finances et du Plan, République du Sénégal, 2014)<sup>(3)</sup>。

## 2. 憲法上の規定と政策

2001年の国民投票によって成立した現在のセネガル共和国憲法 (Constitution du Sénégal (adoptée au référendum du 07 janvier 2001)) には、結婚と家族に関する第17条において、障害者に関する項目が含まれている。憲法における障害に関連する条項は、これのみである。

Article 17 : (...)

L'Etat et les collectivités publiques ont le devoir social de veiller à la santé physique et morale de la famille, et en particulier des personnes handicapées et des personnes âgées.

(…)

#### 第17条 (…)

国および公共団体は、家族と、とりわけ障害者、高齢者の心身の健康に留意する社会的義務を有する。

(…) [引用者訳]

また、2010年7月には「障害者の権利促進・保障に関する社会福祉基本法」(Loi d'orientation sociale n° 2010-15 du 6 juillet 2010 relative à la promotion et à la protection des droits des personnes handicapées)が成立し、2013年10月にはマッキー・サル (Macky Sall) 大統領の署名をもって発効した。

なおセネガルは2008年9月に、「障害者の権利に関する条約 (Convention relative aux droits des personnes handicapées)」を批准している。

つぎに、セネガルにおける障害者政策の状況について述べる<sup>(4)</sup>。政府においては、保健社会福祉省・社会福祉局 (Direction Générale de l'Action Sociale, Ministère de la Santé et de l'Action Sociale) が、障害者政策を担当している。障害者政策関連予算の総額は、2014年の資料によれば5億3000万セーファフラン (CFAフラン)<sup>(5)</sup>であるが、これは同年度の同国の政府予算総額2兆7320億CFAフランのうちの約0.019%に相当する (Direction Générale de l'Action Sociale, Ministère de la Santé et de l'Action Sociale, République du Sénégal, 2014)。

障害者福祉政策として、白杖、杖、車いす、補聴器、義足などの補装具の支給が行われている。各自治体における社会福祉センターなどを通じて必要とする人びとに配布されるが、予算が十分でなく、現状では推定で必要数の1割程度しか満たされていないと政府関係者は述べている。

また、障害者の当事者組織・団体に対する活動の補助金がある。2014年度は5000万CFAフランの予算をこれに当てており、合計92の組織・団体に配

分されている。配分額は組織・団体により異なり、30万 CFA フランから250万 CFA フランまでの幅がある。補助金の使途の一例を挙げると、全国団体であるセネガル障害者団体連盟（Fédération Sénégalaise des Association de Personnes Handicapées: FSAPH）では、この補助金は、事務所の水光熱費などの運営費や交通・通信費、行事開催費などに用いられている<sup>6)</sup>。

さらに、障害者が特定の経済活動を行うために構成する団体（経済的利益集団（groupement d'intérêt économique: GIE））に対し、審査を経た上で、プロジェクトへの補助金が出ることがある。ただし、1団体に対する補助金支給は1回のみである。

調査の時点で、個人に対する障害者年金の制度はない。コートジボワールにおいてみられるような障害者枠公務員採用制度（亀井 2010）などの優遇政策はないが、2012年の障害者権利基本法によって雇用差別が禁止された結果、現在までに障害をもつ公務員は増加傾向にあると政府関係者は述べている。後述するように、大統領特別顧問に障害当事者が任命されたり、大統領府を含む各省庁に障害をもつ人たちが公務員として雇用されたりするようになっている。とくに、保健社会福祉省における障害者雇用が多いとの情報も得られている。2012年までは障害をもつ公務員はまれであったとされ、基本法の成立による効果があったとする見方が政府関係者により示されている。

政府による人材育成の政策としては、ダカールに国立福祉専門職養成学校（Ecole Nationale des Travailleurs Sociaux Spécialisés: ENTSS）が設置されている。学校は、ダカール市内のポワン・ウー（Point E）地区に位置している。

この学校は、セネガルにおける障害者福祉に関する教育と研究の中心となっている。また、この学校には、ろう者の講師が手話を、視覚障害の講師が点字を指導する授業がある。社会福祉分野の専門職をめざす学生を毎年受け入れ、その多くは非障害学生であるが、なかには少数ながら、障害をもつ当事者の学生が在籍したことがある（肢体障害、視覚障害、聴覚障害）。

さらにセネガル国内だけでなく、コートジボワールの同じ社会福祉分野の専門職養成学校である国立社会福祉研修所（Institut National de Formation Soci-

ale: INFS) と協定を結び、コートジボワールからの留学生を受け入れたり、研修のためにセネガル人をコートジボワールに派遣したりするなど、国境を超えた教育、研究の交流活動も盛んである。

このほか、第3節で述べる特別支援教育が政府によって行われている。

### 3. 大統領顧問を務める肢体障害女性

政府における障害当事者の状況を示す一つの事例として、アイサトゥ・スイセ (Aïssatou Cissé) という人物について触れる。

アイサトゥ・スイセは、肢体障害をもち、車いすを用いて生活する女性である (写真6-1)。現在、共和国大統領特別顧問 (弱者の発展・保護担当) (Conseillère spéciale du Président de la République en charge de la promotion et de la protection des personnes vulnérables) を務めている。



写真6-1 アイサトゥ・スイセ共和国大統領特別顧問 (弱者の発展・保護担当) 作家であり、女性と子どものための人権活動家でもある。(2014年11月、ダカールの ADA 地域事務局にて筆者撮影)

彼女は作家であり、また人権活動家としても知られている。女性や子どもの権利のための団体を設立し、強制結婚や女子割礼、残虐な女性への刑罰、リプロダクティブ・ヘルスなどをめぐる国際的な運動に参画してきた。国連の子どもの権利に関する啓発活動にも作家として参画している。2012年に当選、就任したマッキー・サル大統領による指名により、同年から大統領特別顧問に就任した。女性、子ども、障害者を含む、社会的弱者全般に関する助言を行う役割をもっている。

2012年に障害者権利基本法に署名、発効させ、省庁における障害者雇用が進展したことも含めて、2012年の大統領選挙における政権交代を含む昨今の政治的状况を、障害者関連施策の進展ととらえる当事者たちの見方が存在している<sup>(7)</sup>。

## 第2節 セネガルと国境を超えた障害当事者運動

### 1. アフリカ障害者の10年事務局の概要

セネガルは、国境を超えた西アフリカにおける障害当事者運動が集まりやすい国という面をあわせもつ。本節ではその具体的な活動の実態を示すとともに、経緯や背景に言及する。

セネガルの首都ダカールには、「アフリカ障害者の10年西・中部・北アフリカ地域事務局 (le Bureau Régional du Secrétariat pour l'Afrique de l'ouest, du centre et du nord, la Deuxième Décennie africaine pour les personnes handicapées)」が<sup>8</sup>おかれている。これは、南アフリカ共和国のプレトリアに本部をおく「アフリカ障害者の10年事務局 (Secretariat of the African Decade of Person with Disabilities (SADPD))」の地域事務局であり、このほかに東アフリカ・エチオピアのアディスアベバにもおかれている。2004年に南アフリカで本部が開設された3年後の2007年に、セネガルの地域事務局が開設され、翌2008年に、エチオピ

アの事務局開設へと続く。

「アフリカ障害者の10年事務局」は、NGOの組織形態をとっている（小林本書第2章）。AUの社会問題局（Department of Social Affairs）とかかわりをもっているものの、アフリカ連合内の部局ではない。ただし、AUによる2次にわたる「10年」の設定がこの事務局の存在根拠となっており、AUの「公式パートナー（partenaire légitime）」であると事務局関係者は表現する。

たとえば、AUのアフリカ人権委員会（Commission Africaine des Droits de l'Homme et des Peuples）は、南アフリカのプレトリア大学の協力を得て「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章（バンジュール憲章）アフリカ障害者の権利議定書」（Protocole à la Charte africaine des droits de l'homme et des peuples relatif aux droits des personnes handicapées en Afrique）を検討、2014年10月に最終案を策定したが、そのなかでも同事務局は主導的な役割を果たしたという。

一方、AUによる同事務局に対する直接の予算措置はなく、現在はスウェーデン国際開発協力庁（Swedish International Development Cooperation Agency: Sida）の資金援助によって運営されている。スウェーデンから提供された援助が、南アフリカの本部を通じて、他の地域事務局にも配分されている。ただし、この援助も2015年末までと期限が定まっており、恒常的な財源をもつ組織ではない。

なお、同事務局は、2014年1月に、「アフリカ障害同盟（Africa Disability Alliance（ADA）」へと名称を変更した。2019年に「第2次10年」が終結するため、その後の活動の継続をも見据えた措置であると事務局の関係者は説明する。「第3次10年」の設定の見込みについては、まだ不確実であるとされる。

## 2. アフリカ障害者の10年事務局——西アフリカにおける取り組み——

アフリカ障害者の10年事務局のセネガルのオフィスは、ダカール市内リベルテ・スイス（Liberté 6）地区に位置している。事務局長は下肢障害をもつ

女性アイダ・サール (Aida Sarr) で、JICA の研修事業への参加の機会に来日した経験をもつ人物である (写真6-2)。事務局長を含めて事務所員は4人で、その他にボランティアスタッフが支援にかかわっている。

この事務局は、北、西、中部アフリカを担当エリアとしている。おもな業務は、管轄する地域の諸国の政府や障害者団体との連絡、交渉、啓発活動の実施などである。障害をもつ人びとに対して直接的な支援を行う機関ではない。その活動の範囲は、広い範囲に及ぶ (表6-4)。小規模の事務局でありながら、広域的かつ数多くの国々を担当していること、フランス語圏西アフリカが多くを占めるものの、英語圏やアラビア語圏の国々も少なくないことがわかる。

また、年限付きの外部資金を獲得し、いくつかのパイロットプロジェクトを進めている。たとえば、ドイツ国際協力公社 (Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (GIZ)) の期限付きの資金援助により、セネガル、



写真6-2 アイダ・サール・アフリカ障害者の10年 (現・ADA) 西・中部・北アフリカ地域事務局長 (左)、JICA 障害者研修のために来日した経験もある。(2014年11月、ダカールの ADA 事務局にて筆者撮影)

表6-4 アフリカ障害者の10年西・中部・北アフリカ地域事務局がこれまでに関与した国々

[西アフリカ] (11)
セネガル; ガンビア (En); リベリア (En); コートジボワール; ガーナ (En); トーゴ; ナイジェリア (En); マリ; モーリタニア (Ar); プルキナファソ; カーボベルデ (Po)
[中部アフリカ] (3)
カメルーン; 赤道ギニア (Sp); ガボン
[北アフリカ] (2)
チュニジア (Ar); エジプト (Ar)
(出所) インタビューに基づき筆者作成。
(注) 主要な公用語: (En) 英語, (Ar) アラビア語, (Sp) スペイン語, (Po) ポルトガル語, (無印) フランス語

ルワンダなどで試行的な障害者貧困削減プロジェクトなどを行ったり、ヨーロッパ連合 (EU) の支援を受けたイタリアの NGO, COL'OR とともに、障害をもつ人たちによるメディアの活用を推進する研修事業などを行ったりしている。この事業はケニアですすでに行われていたが (Docusound Kenya, on line), セネガルのダカールでも2013年に開始された。

課題として、諸国の政府における障害者政策および「アフリカ障害者の10年」の取り組みに対する姿勢に温度差が大きいことが挙げられた<sup>(8)</sup>。これまでに障害者の地位向上という目的のため、事務局スタッフが諸国を訪れて政府関係者と協議を行ってきている。しかし、具体的な国名や政策内容を挙げることは避けつつも、担当者の政策への積極性や対応に大きなばらつきが存在し、必ずしも障害者の地位向上に協力的でない国々もあると事務局は述べている。

また、通常業務におけるスタッフや事務局運転資金が不足していること、多くの公用語を抱える地域であるために翻訳や連絡などに過大な負担がかかっていることなどが挙げられた。また、AU のイニシアチブで行われていることに関連し、現在は、AU を離脱しているモロッコとのコンタクトはない。

### 3. 西アフリカ障害者団体連盟

西アフリカには、国際 NGO として、西アフリカ障害者団体連盟 (Fédération Ouest-Africaine des Association de Personnes Handicapées (FOAPH)) が結成されており、セネガルにその本部がおかれている。役員によれば、西アフリカのすべての国々の障害者団体を網羅している (表6-5)。

また、国際 NGO の障害者インターナショナル (Disabled People's International: DPI) の地域事務局 (Regional Office) を兼ねている (Disabled People's International, on line)。資金面では、Handicap International, CBM, LIGHT FOR THE WORLD などの国際 NGO との協力関係にある。

連盟は、1980年にトーゴ共和国の首都ロメにおいて結成された。連盟の本部は、マリ共和国の首都バマコにおかれた。しかし、マリの政情悪化などに伴い、2012年にダカールに移転した。政情を理由とした暫定的な措置ではなく、恒久的な本部と位置づけられている。

会長選挙をめぐる執行部の体制が混乱した時期も存在したが、現在はニジェール人の肢体障害男性イドリス・マイガ (Idriss Maiga) が会長 (Président) となっている。副会長 (Vice-présidents) としてマリ人の肢体障害男性とガンビアの聴覚障害女性の2人が、また書記長 (Secrétaire général) としてトーゴの視覚障害男性が選任されている。さらに、同連盟の事務局長 (Di-

表6-5 西アフリカ障害者団体連盟 (Fédération Ouest-Africaine des Association de Personnes Handicapées (FOAPH)) の加盟国一覧

[西アフリカ] (16)

モーリタニア (Ar); マリ; ブルキナファソ; ニジェール; セネガル; ガンビア (En); ギニアビサウ (Po); ギニア; リベリア (En); シエラレオネ (En); コートジボワール; ガーナ (En); トーゴ; ベナン; ナイジェリア (En); カーボベルデ (Po)

(出所) インタビューに基づき筆者作成。

(注) フランス語圏, 英語圏, ポルトガル語圏, アラビア語圏を含むすべての西アフリカの国々の当事者団体が参加している。主要な公用語の略号は、表6-4と同様。

recteur exécutif) は、セネガル人肢体障害男性ヤトゥマ・ファル (Yatma Fall) である。彼は、セネガル全国肢体障害者協会 (Association Nationale des Handicapés Moteurs du Sénégal (A.N.H.M.S)) の会長であり、セネガル障害者団体連盟 (Fédération Sénégalaise des Association de Personnes Handicapées (FSAPH)) の会長も務めている (写真6-3)。このような人員構成は、執行部が多様な国籍、言語 (フランス語圏および英語圏)、障害種別から成り立っている様子を示す。

「アフリカ障害者の10年」地域事務局の設置も合わせ、ダカールはこのような国境を超えた当事者運動の事務所機能を持ち、世界の動向に関する情報が入りやすい都市となっている。同国が政治的に安定していることなども、このような状況の背景として関連しているであろう。

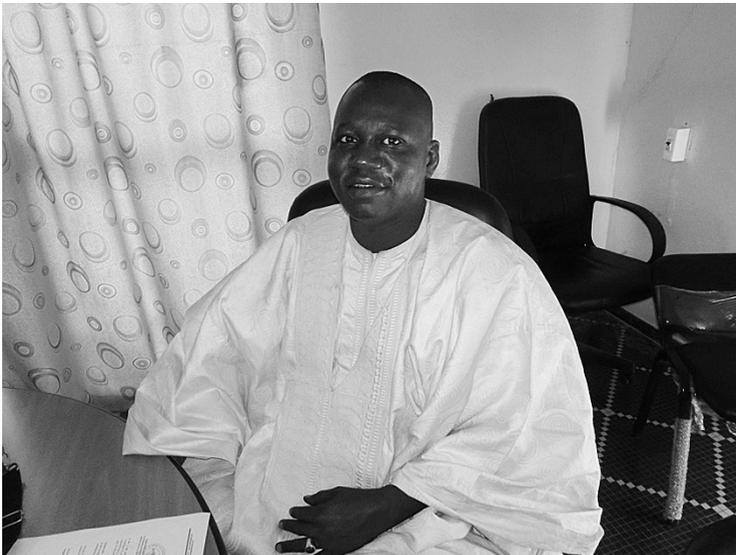


写真6-3 西アフリカ障害者団体連盟ヤトゥマ・ファル事務局長  
セネガル全国肢体障害者協会およびセネガル障害者団体連盟の会長も兼任する。(2014年11月、ダカールの社会福祉省・社会福祉局にて筆者撮影)

### 第3節 セネガルの特別支援教育と障害当事者運動

#### 1. セネガルにおける特別支援教育

セネガルにおける障害をもつ子どもの就学率については、非常に低いと想定されるが、現在までに調査に基づいたデータが存在していない<sup>9)</sup>。

セネガルにおける障害児のための国立特別支援学校は、合計4校存在している(表6-6)。聴覚、視覚、肢体、知的の各障害種別に、国立の学校が1校ずつある。

一方、セネガルにおける障害児のための私立特別支援学校は、ENTSSにおけるインタビューにおいて明らかにされた学校数として、15校の存在が明らかになった(表6-7)。種別にみると、聴覚障害4校、肢体障害1校、知的障害6校、アルビノ1校、複数の障害種別受け入れ3校という分布となっている。

セネガルのろう教育は、アフリカ系アメリカ人のろう者宣教師アンドリュー・フォスターによって創始されたキリスト教系の学校をルーツとする(Christian Mission for the Deaf, on line)。当初、西・中部アフリカ一帯に設置された系列の学校と同様に、Ecole Ephphatha pour les Sourds(エッフアタろう学校)と名付けられていた。同校は、キリスト教徒の割合が多数を占めるギニア湾沿岸諸国の都市(アビジャン、アクラ、コトヌー、イバダンなど)を中心に学校事業を展開していたフォスターが、イスラーム教徒の多い地域に開設した数少ないろう学校のうちの一つであった。

やがて、教員たちが独立して学校を創設するなどの経緯があり、私立学校が複数並立する状況となった。Centre d'Education Spécialisée des Enfants Sourds (CESES)(ろう児特別支援教育センター)と、Ecole SOS Enfants Sourds(SOSろう学校)は、いずれもろう者教員によって設立され、政府による認可を受けたろう学校である。フォスターによって設立された学校で教

表6-6 セネガル共和国の国立障害児特別支援学校および施設の一覧

国立ろう学校（1校）
Centre Verbo-Tonal de Dakar（ダカール口話センター） ダカール市内グール・タベ（Gueule Tapée）地区に位置する 幼稚園，小学校
国立盲学校（1校）
Institut National d'Education et de Formation des Jeunes Aveugles (INEFJA)（国立盲学校） ダカールの近郊都市ティエス（Thiès）に位置する 小学校，中等学校
国立肢体障害支援学校（1校）
Centre Talibou Dabo（タリブ・ダボ・センター） ダカール市内グラン・ヨフ（Grand-Yoff）地区に位置する 幼稚園，小学校
国立知的障害支援学校（1校）
Centre d'Education et de Formation des Déficients Intellectuels (CEFDI)（知的障害者教育訓練センター） ダカール市内グラン・ヨフ（Grand-Yoff）地区に位置する タリブ・ダボ・センターに併設 小学校
国立知的障害支援施設（2施設）
(1) Centre de Pédo-psychiatrie Keur Khaléyi（クール・カレイ（子どもたちの家）児童精神医学センター） ファン（Fann）地区に位置する ファン大学国立病院（Centre hospitalier national universitaire de Fann）に併設 学校ではなくリハビリテーションのための施設である
(2) Centre Hospitalier National Psychiatrique de Thiaroye（国立）（チャロイ国立精神病院） ダカールの近郊都市チャロイ（Thiaroye）に位置する 学校ではなくリハビリテーションのための施設である
（出所） インタビューに基づき筆者作成。

育の経験を積んだ教員が、独立する形で学校を設立したものであり、手話による教育を行っている（写真6-4）。一方，Centre Verbo-Tonal de Dakar（ダカール口話センター）は，唯一の国立ろう学校である。フランス語の口話法を取り入れた教育を行っている。

表6-7 セネガル共和国の私立障害児特別支援学校の一覧  
学校名(所在地) / 受け入れ障害種別 / 学校種別

## 私立ろう学校(4校)

- (1) Ecole Renaissance des Sourds du Sénégal (Hann Mariste II, Dakar 市内) / 聴覚障害 / 小学校
- (2) Ecole Etoile Brillante du Matin pour les Sourds du Sénégal (Routes des Niayes, Dakar 市内) / 聴覚障害 / 小学校
- (3) Centre d'Éducation Spécialisée des Enfants Sourds (CESES) (Guédiawaye, Dakar 近郊) / 聴覚障害 / 小学校
- (4) Ecole SOS Enfants Sourds (Thiès, Dakar 近郊) / 聴覚障害 / 小学校

## 私立肢体障害支援学校(1校)

- (1) Centre Hadi Mbaye (Mbour, Dakar 近郊) / 肢体障害 / 幼稚園

## 私立知的障害支援学校(6校)

- (1) Centre Aminata Mbaye (Grand-Yoff, Dakar 市内) / 知的障害 / 小学校
- (2) ESTEL Ouakam (Comico Ouakam, Dakar 市内) / 知的障害 / 小学校
- (3) Raine Fabiola (Mermoz, Dakar 市内) / 知的障害 / 幼稚園, 小学校
- (4) Passerelle Jeanne d'Arc (la Médina, Dakar 市内) / 知的障害 / 幼稚園, 小学校
- (5) Papillons Bleus (Pikine, Dakar 近郊) / 知的障害 / 小学校
- (6) Centre Thianar Ndoye (Rufisque, Dakar 近郊) / 知的障害 / 小学校

## 私立アルビノ支援学校(1校)

- (1) Association Nationale des Albinos du Sénégal (ANAS) (Thiès, Dakar 近郊) / アルビノ / 幼稚園, 小学校

## 私立特別支援学校(複数の障害種別を受け入れ)(3校)

- (1) Ecole Actuelle Bilingue (Fann, Dakar 市内) / 知的障害, 肢体障害 / 幼稚園, 小学校
- (2) Handiscol (Rufisque, Dakar 近郊) / 視覚障害, 知的障害 / 幼稚園
- (3) Centre Demain Ensemble (Mbour, Dakar 近郊) / 知的障害, 視覚障害, 肢体障害 / 幼稚園, 小学校

(出所) インタビューに基づき筆者作成。

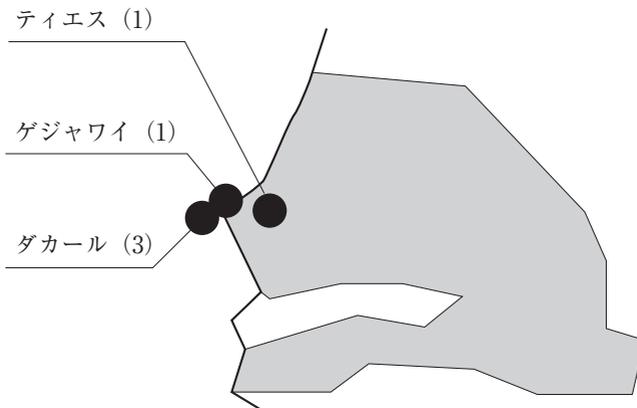
セネガルのすべてのろう学校(5校)の分布を地図に示した(図6-2)。首都ダカール近郊における一極集中の状況が浮かび上がる。人口が集中する沿岸に近い都市部において教育制度の整備が進展する一方で、多くの農村を抱えている内陸部において、障害をもつ子どもたちの実態がどのようになっているかについては明らかにされておらず、政府も把握していない。これらに関する調査は急務である。

教育省初等教育局 (Ministère de l'Éducation nationale. Direction de l'Éducation



写真6-4 ダカールの近郊都市ゲジャワイの私立ろう学校の授業  
ろう者の教員が手話でフランス語を教える風景を見ることができ  
る。用いられている手話は、アメリカ手話に近縁のフランス語圏アフリカ手話であった。  
(2014年11月、ゲジャワイにて筆者撮影)

図6-2 セネガルにおけるろう学校の分布



(出所) 筆者作成。

élémentaire) は、特別支援学校が首都圏に集中する傾向にあるため、他の地域にも開設する必要があるとの認識を示している。たとえば、ダカール近郊の都市ティエスに位置する国立盲学校 INEFJA では、在籍可能生徒数160人のところ、100人以上もの待機児童が生じ、入学をあきらめるケースもあるとされる。また、入学を希望する生徒のジェンダー比は男子が多く、女子が少ない傾向があると教育省初等教育局の関係者は指摘する。その背景には、女子教育を軽視しがちな両親の姿勢がかかわっていると推定している。

## 2. インクルーシブ公立小学校の取り組み

教育省初等教育局によれば、インクルーシブ公立小学校 (école publique inclusive) の取り組みがある。つまり、既存の普通学校に、ある種の支援を行うことによって、障害をもつ生徒を受け入れようとする政策である。

全国で118の学校がこれの実験校となっており、ダカールおよび南部のカザマンズ (Casamance) 地方において集中的に試行されている。この背景には、Sightsavers, Save the Children International, Handicap International などの国際 NGO の協力がある。

具体的には、教員に対する点字教育を行うなどの取り組みがある。このインクルーシブ公立小学校の政策の推進によって、視覚障害、軽度の肢体障害、そしてアルビノの生徒たちを受け入れつつあるとされる。一方、たとえば手話の導入を伴う聴覚障害生徒の受け入れについては、手話の専門家や協力する国際 NGO がいないことを理由に、現在までにこれらのプロジェクトには含まれていない。

なお、教育省初等教育局によれば、インクルーシブ公立小学校の取り組みは、軽度障害の生徒を公立学校に含めていくための措置であり、重度の障害をもつ子どもたちのための特別支援学校の制度と平行して運用していくという考えが示された。

### 3. セネガルの障害者団体

セネガルで最も大きな障害当事者団体として、セネガル障害者団体連盟 (Fédération Sénégalaise des Association de Personnes Handicapées (FSAPH)) がある。1997年に7団体によって創設され、現在では全国27の障害者団体を束ねる連盟である。事務所はダカール市内のカストール・スイテ・デ・ゾ (Castor cité des Eaux) 地区に位置している。加盟団体の一覧を表に示す (表6-8)。

多くの種別の身体障害を網羅している。ただし、精神障害、知的障害の分野、そして HIV 感染者の団体は含まれていない。一方で、ハンセン病回復者、アルビノの団体があり、運動の中心に参画している。

連盟の創設時点から参加している7団体の種別の構成は、視覚障害3団体、肢体障害1団体、聴覚障害1団体、アルビノ1団体、すべての障害種別1団体であった。アルビノの団体が当初から参加している点が特色といえる。また、視覚障害の団体が中心的な役割を占めている様子がわかる。

現在の会長を含む役員たちと面談したが、いずれも視覚障害または肢体障害をもつ人たちであった。このような団体が、全国的な運動を牽引してきたとみられる。

この連盟を牽引する中核的な団体である、セネガル全国肢体障害者協会 (Association Nationale des Handicapés Moteurs du Sénégal: A.N.H.M.S.) の設立は1959年と古く、1960年のセネガル独立よりも前にあたる。当時は権利運動を行う団体ではなく、慈善事業を中心としていた。植民地期セネガルの障害者および団体の動向については、明らかにされていないことが多いが、セネガルが第2次世界大戦の自由フランス軍に多くの黒人兵を出していたことと関連する可能性もあり、今後の研究課題となるであろう。

連盟には全国団体が加盟しているが、このほかに、ダカール近郊のピキン (Pikine) やチャロイ (Thiaroye) ではその都市で活動する障害者団体が種別に設立され、さらに地域ごとの障害種別を超えた連盟が成立しているケース

表6-8 セネガル障害者団体連盟 (Fédération Sénégalaise des Association de Personnes Handicapées (FSAPH)) 加盟27団体一覧

団 体 名	障害種別
(1) [*] Association Nationale des Handicapés Moteurs du Sénégal (A.N.H.M.S) (セネガル全国肢体障害者協会)	肢体障害
(2) [*] Amitié des Aveugle du Sénégal (A.A.S) (セネガル視覚障害友の会)	視覚障害
(3) [*] SOS Handicap Réinsertion Sénégal (SOS セネガル障害者社会参加)	すべての種別
(4) [ * ] Mouvement pour le Progrès Social des Aveugles du Sénégal (M.P.S.A.S) (セネガル視覚障害者社会発展運動)	視覚障害
(5) Association Nationale pour le Développement des Lépreux Blanchis (ANDLBS) (ハンセン病回復者発展全国協会)	ハンセン病
(6) [*] Association Nationale des Sourds du Sénégal (A.NA.SSEN) (セネガル全国ろう者協会)	聴覚障害
(7) [*] Association Nationale des Albinos du Sénégal (A.N.A.S) (セネガル全国アルビノ協会)	アルビノ
(8) Association Nationale des Aveugles Musiciens du Sénégal (A.N.A.M.S) (セネガル全国視覚障害音楽家協会)	視覚障害
(9) Regroupement National de Solidarité des Sourds (R.N.S.S) (全国ろう者連帯グループ)	聴覚障害
(10) Association Sénégalaise de Solidarité d'Entraide pour la Réinsertion des Personnes Handicapées (ASSERH) (セネガル障害者共済社会参加連帯協会)	肢体障害
(11) Association Handicap-Form. Educ (障害者職業訓練教育協会)	すべての種別
(12) Association pour la Promotion Economique et Sociale des Handicapés Visuels (視覚障害経済社会促進協会)	視覚障害
(13) Association Nationale des Accidentés du Travail et leurs Ayants Droit (ANATAD) (全国労災者非扶養者協会)	肢体障害
(14) Appui aux Handicapés Visuels (A.H.VI) (視覚障害支援者)	視覚障害

表6-8 続き

団 体 名	障害種別
(15) Association de Promotion des Handicapés (A.P.H) (障害者促進協会)	すべての種別
(16) Handisport (ハンディスポーツ)	すべての種別
(17) Bok Joom et Aide aux Lépreux Blanchis du Sénégal (ボック・ジョームとセネガルハンセン病回復者支援)	ハンセン病
(18) Association des Artistes Handicapés (障害者芸術家協会)	すべての種別
(19) Association de Protection et d'Assistance aux Personnes Démunies et Handicapées (貧困障害者保護支援協会)	視覚障害
(20) Association Sénégalaise de Victimes de Mines (ASVM) (セネガル鉱山労災者協会)	肢体障害
(21) Association Nationale pour la Réinsertion des Lépreux Blanchis du Sénégal (ANRLBS) (セネガル全国ハンセン病回復者社会参加協会)	ハンセン病
(22) Association pour la Renaissance des Aveugles du Sénégal (セネガル視覚障害者復興協会)	視覚障害
(23) [*] Union Nationale des Aveugles du Sénégal (セネガル全国視覚障害者組合)	視覚障害
(24) Alliance Générale des Handicapés pour la Promotion et de Développement du Sénégal (セネガル障害者保護促進一般同盟)	視覚障害
(25) Association Nationale des Anciens Militaires Invalides du Sénégal (ANAMIS) (セネガル全国退役傷痍軍人協会)	肢体障害
(26) Association pour la Promotion des Aveugles du Sénégal (セネガル視覚障害者発展協会)	視覚障害
(27) Association Nationale des Handicapés pour le Développement (ANHD) (全国障害者発展協会)	肢体障害

(出所) FSAPH 資料およびインタビューに基づき筆者作成。

(注) [\*] は連盟創設時の参加団体を示す。

がある。このような諸団体は、NGO や海外からの援助などとともに、地域での教育や就労支援の活動を進めている。

なかには、NGOの協力を得て、試行的に、地域の普通学校に障害をもつ児童を通わせるための支援事業をしている障害者団体の例もあった（ピキン、チャロイ、ルフィスクなど）<sup>10)</sup>。このような地域での草の根の活動と、そのなかで実現している障害児教育の全容については、まだ調査されていない。

#### 第4節 障害者の労働の状況——聞き取り調査から——

##### 1. 聞き取り調査の概要

障害をもつ人びとの労働の状況をテーマにデータを収集した。ダカールとその近郊都市（ピキン、ゲジャワイ）、リンゲール、トゥーバの三地域において、聴覚障害、肢体障害、視覚障害をもつ市民45人の職場または自宅を訪問し、生活と労働に関する聞き取りをした。種別による内訳は、聴覚障害33人、肢体障害9人、視覚障害2人、重複障害（肢体および言語）1人である。性別でみると、男性32人、女性13人であった。

調査対象者の選定については、徒歩あるいはタクシーで効率的に訪問できる範囲で、現地の障害当事者団体の役員からメンバーたちの紹介を受けるという形を取った。なるべく多様な異なる職種の人びとを訪問することを計画したため、多くの職種のヴァリエーションを含んでいると想定できる。ただし、統計的な処理になじまないバイアスを含む可能性をもつため、あくまでも事例研究と位置づけ、今後の研究につながる特徴を抽出することをねらいとしている<sup>11)</sup>。

45人のなかには、転職して複数の職業を経験している人もいたため、のべ54件の職業に関する情報を得た。職種は、小売り、洋裁、木工職人、美容師、染物職人、靴職人、楽器製造職人、肉屋、農業、船頭、物乞いなどと幅広い（表6-9）。

これらの人びとに対し、業務内容、月収、職業訓練の経験、起業や就職に

表6-9 障害をもつ市民への

No.	対象者 No.	調査日	調査地	性別	障害種別	職種	自営/他者 雇用
1	2013A	20130817	Linguère	男性	肢体障害	サッカーボール 修理業	自営
2	2013B	20130817	Linguère	男性	聴覚障害	清掃職員	?
3	2013C	20130817	Linguère	男性	聴覚障害	売店小売業	自営
4	2013D	20130817	Linguère	男性	聴覚障害	売店小売業	?
5	2013E	20130817	Linguère	男性	聴覚障害	水道工事職人	?
6	2013F	20130825	Dakar	女性	肢体障害	美容師	自営
7	2013G	20130825	Dakar	男性	聴覚障害	陶芸家	自営
8	2013H	20130826	Pikine	女性	視覚障害	訪問販売業	自営
9	2013I	20130826	Pikine	女性	肢体障害	美容師	自営
10	2013J	20130828	Pikine	女性	肢体障害	仕立屋	自営
11	2013K	20130828	Pikine	男性	肢体障害	仕立屋	自営
12	2013L	20130828	Pikine	男性	肢体障害	理容師	自営
13	2013M	20130828	Pikine	女性	肢体障害	市場小売業	自営
14	2013N	20130828	Pikine	男性	肢体障害	靴職人	自営
15	2013O	20130829	Dakar	男性	聴覚障害	仕立屋	自営
16	2013P	20130829	Dakar	男性	聴覚障害	木工職人	自営
17	2013Q	20130829	Dakar	女性	聴覚障害	美容師	自営
18	2013R	20130829	Dakar	女性	聴覚障害	染物職人	自営
19	2013S	20130829	Dakar	男性	聴覚障害	靴職人	自営
20	2013T	20130829	Dakar	男性	聴覚障害	楽器製造職人	自営

## 聞き取り調査結果一覧

月収 (CFA フラン)	職業訓練をだれから受けたか	職業訓練をだれに行ったか	月収水準 (CFA フラン)
?	?	?	?
?	?	?	?
?	?	?	?
?	?	?	?
?	?	?	?
100,000	国際美容師学校で研修	2人の非障害者(女性)を指導	100,000
150,000- 200,000	職業訓練センターで研修	なし	175,000
25,000	なし	なし	25,000
36,000	国際美容師学校で研修	1人の非障害者(実の姪)を指導	36,000
10,000	肢体障害の職人に習う	現在20人の非障害者(女性)を指導, かつては肢体障害者も指導した経験あり	10,000
?	非障害者の職人に習う	多数の女性, 少数の男性を指導(障害/非障害は不明)	?
40,000-45,000	理容師学校で研修	3人の肢体障害研修生(男性2人, 女性1人)を受け入れ予定	42,500
10,000	非障害者の小売業者(実母)に習う	なし	10,000
16,000	肢体障害職業訓練センターで研修	なし	16,000
26,500-56,500	聴者の親方に習う	なし	41,500
80,000- 100,000	聴者の親方に習う	なし	90,000
40,000	聴者の美容師に習う	なし	40,000
60,000-80,000	聴者の職人に習う	なし	70,000
42,000-63,000	聴者の職人(実父および別の職人)に習う	1人を指導(障害/非障害は不明)	53,500
14,000-34,000	聴者の職人(実兄)に習う	なし	24,000

表6-9

No.	対象者 No.	調査日	調査地	性別	障害種別	職種	自営／他者雇用
21	2013U	20130829	Dakar	男性	聴覚障害	肉屋	自営
22	2013U	20130829	Dakar	男性	聴覚障害	農業	自営
23	2013V	20130829	Dakar	男性	聴覚障害	船頭	自営
24	2013W	20130830	Touba	女性	肢体障害＋ 言語障害	物乞い	
25	2013X	20130830	Touba	男性	視覚障害	物乞い	
26	2013Y	20130830	Touba	男性	肢体障害	物乞い	
27	2013Z	20130830	Touba	男性	聴覚障害	数珠販売業	自営
28	2014A	20141102	Dakar	男性	聴覚障害	塗装職人	自営
29	2014B	20141102	Dakar	男性	聴覚障害	印刷業研修	他者雇用 (研修)
30	2014B	20141102	Dakar	男性	聴覚障害	左官屋	他者雇用
31	2014B	20141102	Dakar	男性	聴覚障害	自動車部品輸入 販売会社社員	他者雇用
32	2014C	20141102	Dakar	男性	聴覚障害	バイク修理屋	自営
33	2014C	20141102	Dakar	男性	聴覚障害	渡し船の船頭, 小売業	自営
34	2014C	20141102	Dakar	男性	聴覚障害	セメント業	自営
35	2014C	20141102	Dakar	男性	聴覚障害	左官屋	他者雇用
36	2014D	20141103	Guédi- awaye	男性	聴覚障害	仕立屋	自営
37	2014E	20141104	Dakar	男性	聴覚障害	刺繍職人	自営
38	2014F	20141106	Dakar	男性	聴覚障害	仕立屋	自営
39	2014G	20141106	Dakar	男性	聴覚障害	刺繍職人	他者雇用
40	2014H	20141106	Dakar	女性	聴覚障害	看護師	他者雇用
41	2014I	20141106	Dakar	男性	聴覚障害	画家	他者雇用
42	2014J	20141106	Dakar	男性	聴覚障害	パン屋	他者雇用
43	2014K	20141106	Dakar	女性	聴覚障害	家政婦	他者雇用
44	2014K	20141106	Dakar	女性	聴覚障害	物乞い	

(続き)

月収 (CFAフラン)	職業訓練をだれから受けたか	職業訓練をだれに行ったか	月収水準 (CFAフラン)
35,000	なし	なし	35,000
17,000	なし	なし	17,000
72,000-96,000	ろう者の親方に習う	なし	84,000
?			?
12,000-18,000			15,000
16,000-32,000			24,000
?			?
80,000- 100,000	聴者の親方に習う	なし	90,000
0	聴者の職人に習う	なし	0
60,000	なし	なし	60,000
60,000	聴者の職員に習う	なし	60,000
10,000-14,000	聴者の親方と同僚のろう者たち に習う	なし	12,000
?	なし	なし	?
180,000	聴者の親方に習う	2人のろう者(男性)を指導	180,000
60,000-72,000	聴者の親方に習う	なし	66,000
10,000-30,000	聴者の親方に習う	なし	20,000
60,000	聴者の親方に習う	なし	60,000
50,000	聴者の親方に習う	6人のろう者の弟子(男性4人、 女性2人)を指導	50,000
75,000	ろう者と聴者の親方に習う	なし	75,000
85,000	セネガル赤十字で研修	なし	85,000
55,000	ファン病院併設障害者作業所	なし	55,000
75,000	不明	なし	75,000
15,000	聴者の家政婦に習う	多くのろう者を指導	15,000
3,000-5,000	なし	なし	4,000

表6-9

No.	対象者 No.	調査日	調査地	性別	障害種別	職種	自営／他者雇用
45	2014L	20141106	Dakar	男性	聴覚障害	靴職人	自営
46	2014M	20141106	Dakar	男性	聴覚障害	飲料製造工場職員	他者雇用
47	2014N	20141106	Dakar	男性	聴覚障害	仕立屋	自営
48	2014O	20141106	Dakar	男性	聴覚障害	仕立屋	自営
49	2014P	20141106	Dakar	男性	聴覚障害	刺繍職人	自営
50	2014Q	20141106	Dakar	男性	聴覚障害	電気修理工	他者雇用
51	2014Q	20141106	Dakar	男性	聴覚障害	大学清掃職員	他者雇用
52	2014R	20141106	Dakar	女性	聴覚障害	美容院研修生	他者雇用 (研修)
53	2014R	20141106	Dakar	女性	聴覚障害	レストラン従業員	他者雇用
54	2014S	20141106	Dakar	男性	聴覚障害	木工職人	自営

(出所) 現地調査に基づき筆者作成。

いたる経緯，経営の実態，次世代育成のための職業訓練機会提供の有無などについて網羅的に聞き取りを行った。その回答に基づいて，以下では6つのトピックに注目しながら，セネガルの障害をもつ市民の暮らしぶりをみていくこととした。

## 2. 聞き取り調査の結果

### (1) 職種のヴァリエーション

まず，どのような種類の職種に就いているかを概観する。

聴覚障害者については，インタビューのなかで，以下の職種の人びとに出会うことができた。農業，塗装職人，セメント業，左官屋，電気修理工，水

(続き)

月収 (CFAフラン)	職業訓練をだれから受けたか	職業訓練をだれに行ったか	月収水準 (CFAフラン)
90,000	ろう者と聴者の親方に習う	1人のろう者(男性1人)を指導	90,000
20,000	聴者の工場職員により研修	なし	20,000
84,000	聴者の親方に習う	4人のろう者(男性), 1人の聴者を指導	84,000
40,000	ろう者の親方(実兄)に習う	なし	40,000
25,000-30,000	聴者の親方に習う	4人の聴者(男性)を指導	27,500
50,000	聴者の親方に習う	なし	50,000
60,000	なし	なし	60,000
0	聴者の美容師に習う	なし	0
40,000	聴者の従業員(実母)に習う	なし	40,000
200,000	聴者の親方(実父)に習う	聴者6人(男性), ろう者2人(男性)を指導	200,000

道工事職人, バイク修理屋, 清掃職員, 飲料製造工場職員, 楽器製造職人, 印刷業研修, 木工職人, 靴職人, 仕立屋, 刺繍職人, 染物職人, 画家, 陶芸家, 自動車部品輸入販売会社社員, 市場や売店における雑貨等の小売業, 数珠販売業, 肉屋, パン屋, レストラン従業員, 家政婦, 美容師, 美容院研修生, 看護師, 船頭, 物乞い。聴覚障害をもつ団体役員にインタビューを行ったところ, その人物が挙げた職種はおおむねこれらのヴァリエーションのなかに含まれていたが, このほかに養鶏業を営む人がいるとの指摘があった。

肢体障害者については, 美容師, 理容師, 市場小売業, 仕立屋, 靴職人, 物乞いの人びとがいた。このほか, 肢体障害をもつ団体役員によれば, 印刷工, 染色工, 美術家(彫刻/絵画), 音楽家, 俳優, 果実加工(ジュースなどの製造), 園芸などの職種があるとされる。

視覚障害者については、訪問販売業および物乞いの人びとがいた。このほか、視覚障害をもつ団体役員の語りによれば、織物工、電話交換手、運動療法士などの職種につく人がいるとのことである。

障害をもつ人びとが、多種多様な都市雑業に参画している様子を、これらのヴァリエーションからうかがうことができる。ただし、大学などで特別な教育や研修を必要とする専門性の高い職種は限られており、手に職を付けて日銭を稼ぐといった単純労働に従事するケースが多い様子がわかる。また、表6-9にみるように、多くの人たちが自営業を営んでいて、しかもそのヴァリエーションが多いことがわかる。

## (2) 月収の水準

月収の水準をみてみたい。無給の研修生と月収不明者を除いた43件の職についてみると、最高で20万 CFA フランの木工職人から、4000CFA フランの物乞いまで、幅広く分布している。木工職人、セメント業経営、陶芸家、美容師など、専門性の高い職種で収入が高水準である一方、物乞い、小売業、農業などでは収入の水準が低い様子を示している。平均は5万6422CFA フランとなり、1日当たりに換算すると約2.9ユーロに相当する。

## (3) 職業訓練の機会と後進の指導

次いで、職業訓練の機会をどのように得たか、逆に、自身が得た技能などを後進に伝える機会をもっているかどうかについて検討する。仕事に従事する上で、その知識や技能をどのように身に付けたかを知ることは、障害者の経済的自立のあり方を検討する上で欠かせない側面だからである。

表6-9に示したように、肢体障害の人たちは、非障害者も通う美容師学校で研修を受けるなどのケースがしばしばみられる。また、起業後は障害をもたない若者たちを指導したり雇用したりする例もある。

一方、聴覚障害者の場合は、学校などのフォーマルな施設で学ぶケースは限られている。聴者の親方の元で修行するなど、徒弟制のなかで学ぶか、あ

るいは家業の手伝いから仕事を始めるケースが目立つ。独立した後は、とくに後進を指導していない例が多くを占めていた。一部には、木工職人、仕立屋、靴職人、セメント業などの業種で、若者たちの指導をしているケースがみられるが、特徴的なことは、これらろう者が指導する場合の対象はろう者が多いという傾向である。つまり、聴者から技能を教わった後、手話によって円滑に会話ができる者どうしで徒弟制を成しているという図式が浮かび上がる。手話という少数言語を通じて、さまざまな知識と技術の伝承が起こっている様子を見る。

つまり、職業の技能伝承のあり方において、障害の種別により異なる二つのモデルが浮かび上がる。一つ目の技能伝承モデルは、障害者が障害をもたない人たちにまじってフォーマルな職業訓練を受け、かつその技能を活用して障害をもたない後進も含めて指導、伝承していくものである。おもに、肢体障害者たちにおいてその例がみられた。一方、二つ目のモデルとして、徒弟制のなかで手に職を付け、それを後進に伝承する機会をもたないか、あるいは同じ障害種別の人たちを対象に指導、伝承していくタイプである。今回の調査では、聴覚障害者たちがそのような実践をしていた。

聴覚障害者が非障害者とともにフォーマルな職業訓練の学校に通うなどの機会を得にくいのは、おそらく手話通訳者の不在などに伴う言語的なアクセスの困難さが関係しているのであろう。このため、自営業を営む小規模な職場に弟子入りし、体験を通じて技能を身につけるプロセスが多くみられるものと考えられる。

どちらの技能伝承モデルにおいても、当事者たちの間のみで技能の習得と指導をすべて行えるほどには人材の層がないとみえる。つまり、まず自分が技能を身につけるためには、障害をもたない個人や、非障害者が多く所属する施設からそれらを学ぶ必要がある。ただし、その後の展開の仕方は、両者で異なっていた。

後進の指導をしないろう者の職人たちに、その理由を尋ねたところ、「指導したいが、場所や設備がない」「かつてろう者を指導しようとしたが、相

手に意欲がなかった」といった回答があった。物理的な職場環境のキャパシティの問題に加え、労働意欲や人材難の側面の課題を指摘する見方が存在しており、その原因は複合的である様子を見ることができた。職業環境の改善のほか、障害をもつ若い人たちの就労意欲を高め、経済的な自立を促すためにも、たとえば職業訓練に伴う資格制度やそれを活用する雇用の促進など、社会環境の整備も必要であるという面を指摘できるかもしれない。

#### (4) 障害当事者が経営する施設の事例

ピキンにある、下肢障害の女性が設立した洋裁研修センター（Centre de formation de couture）を訪ねた（写真6-5）。

1999年に設立され、多くの若い仕立屋を育ててきたセンターである。2013年の時点で、20人の女性が登録し、洋裁の職業訓練を受けていた。この20人はすべて、障害をもたない女性たちであった。センターの設立者である下肢障



写真6-5 下肢障害女性（中央）が設立した洋裁研修センター  
研修生たちは、すべて非障害女性たちであった。（2013年8月、ピキンにて筆者撮影）

害女性は、かつて肢体障害をもつ研修生を受け入れたことがあると語っていた。

また、障害をもたない研修生は月額3000CFA フランを納入する必要があるが、障害をもつ本人や、障害をもつ親の子どもたちについては、無償で研修生として受け入れていると語る。つまり、障害をもつ本人やその家族を優遇するという点では、このセンターは若干の支援活動としての性格をそなえているものの、職業訓練を通じた技能伝承という点では、障害の有無にとられない業務形態をとっていた。

また、ダカール市内の下肢障害の女性は、美容師であり、また美容院の経営者でもある（写真6-6）。彼女はイタリアの援助により実施された障害者職業訓練プロジェクトの一環としての支援を受けて美容師学校に通い、さらに、肢体障害者協会が提供する場所を活用して美容院を開業した。そこでは、2人の障害をもたない美容師たちを受け入れて指導、雇用していた。つまり、



写真6-6 下肢障害女性（右）が営む美容院  
全国肢体障害者協会に場所の提供を受けて営業する。（2013年8月、ダカールにて筆者撮影）

「資金や設備」の側面では障害者に対するサポートを活用しながらも、「人材活用」の側面としてはむしろ非障害者とのかかわりを活かして事業運営している様子がわかる。これは、ピキンにおける洋裁研修センターと似通った状況であると考えられる<sup>12)</sup>。

一方で、チャロイのろう者たちが自ら運営する、チャロイろう者織物工場 (Thiaroye Sourd-Textile) を見学する機会を得た (写真6-7)。この工場は、2010年に15人のろう者たちによって設立された。チャロイ・ガール (Thiaroye Gare) の自治体に事務所の場所の提供を受けるほか、社会福祉省の政策により設立されたチャロイ社会復帰保護センター (Centre de Promotion et de Réinsertion Sociale de Thiaroye) からミシンなどの機材貸与、郵便局による事業資金提供、ドイツ大使館によるミシンやパソコンなどの設備供与などを得ながら運営されている。



写真6-7 ろう者たちが営む織物工場  
不就学の成人ろう者たちに対し、雇用と識字の機会を提供している。(2013年8月、チャロイにて筆者撮影)

2014年の時点で、58人のろう者が運営と作業に従事している。その内訳は、運営スタッフ10人（男性7人、女性3人）、仕立て・刺繍・染色の作業員42人（男性15人、女性27人）、研修生6人（男性4人、女性2人）である。運営スタッフたちはろう学校に通った経験をもつ人たちであるが、一方で、作業員42人のうちおよそ4分の3を不就学のろう者たちが占めている。ろう学校の授業料（月額約1万CFAフラン）を負担できないなどの理由で、学校に通う経験をもたなかったろう者たちである。この職場では、不就学ろう者に雇用の場を提供し、月額3万5000CFAフランの給与を支給するほか、従業員である成人ろう者に対する識字教育の活動も行っている。

ここからみえることは、ろう者たちは障害者対象の支援を受けつつ、研修や雇用つまり人材活用の側面では、ろう者たちとの人脈を活かしながら事業運営している状況である。これは、肢体障害者たちが非障害者の人材を多く活用しているのとは対照的であった。この状況は、手話という言語を共有する者どうしのつながりがろう者にとって重要であるということを明らかに物語っているであろうし、手話が技能の伝承をつかさどる重要な言語であり知識資源となっている側面を示すものであろう。

#### (5) 起業資金と設備

起業するときの資金や設備をどのように調達したかについていくつかの回答を得た。先に紹介した美容院のように、障害当事者団体が場所などを提供する支援を行う事例があったが、そのような機会に恵まれた人の数は多くない。多くは、家族の資金的な援助を受けて開業するか、あるいは家業を手伝いながら技能を習得し、独立後もそのまま自宅を作業場としているケースなどであった。

また、前述したように、政府による障害者の起業に対する補助金を利用するケースもあった。補助金を申請するために、ろう者団体の役員が会員による書類の作成をサポートするといった事例も聞かれた。また、政府補助金が得られた場合は、場所と設備を拡充して、後進の若いう者たちの指導をし

たいと望む意見がみられた。

#### (6) 宗教的慣習と生計

最後に、生計と宗教文化の関連についての事例を紹介する。イスラームの聖地トゥーバでは、そびえ立つ巨大モスクの近くの路上において、物乞いをしている車いすのおとなや子どもたちがいた（写真6-8）。

この物乞いはイスラーム教におけるザカート（喜捨=収入の一部を困窮者に施すこと）の慣行と深くかかわっている。金曜午後は、多くのムスリムがモスクに参集して礼拝する時間帯であるが、毎週金曜日は物乞いの行動を通じた収入がはね上がると述べていた。たとえば、ある肢体障害の男子児童は、月曜日から木曜日であれば1日当たり500～1000CFA フランていどである収入が、金曜日はその倍の1000～2000CFA フランになるという。別の視覚障害の男性も、月曜日から木曜日は1日当たり400～500CFA フランであるのに対し、金曜日のみ1000～2000CFA フランの収入があると述べていた。宗



写真6-8 イスラームの聖地トゥーバのモスク近くに集まる障害をもつ人たち  
金曜日の午後は物乞いの収入がはね上がるという。(2013年8月、トゥーバにて筆者撮影)

教的な慣習が、一種の文化資源として生計にかかわっている状況の一端をかいまみることができる。

なお、モスクの近傍の路上で物乞いを行う障害者たちのなかには、役所が発行した障害者である証明書を持参して提示し、道ゆく人びとに喜捨を呼びかけている者もいた。政府の公的な制度と、宗教文化の要素をあわせもつ生活実践の事例である。行政が整備するフォーマルな社会福祉制度と、宗教を含む文化要素の両方を、いかに接合させて生活を成り立たせているかについては、本論で十分に明らかにすることができていないが、アフリカの障害をもつ人びとの現実を学んでいく上で、重要なトピックの一つとなるものと考えられる<sup>13)</sup>。

### おわりに——「資源の共有と活用」に注目して——

本章では、セネガルにおける人口統計、政策、教育などの資料と情報を入力し、この国の障害にまつわる動向を調べた。また、セネガルに設置された「アフリカ障害者の10年」地域事務局を訪れて、その活動の一部を聞き取りによって明らかにした。複数の障害者団体を訪問し、インタビューを通じて運動などの概況をまとめた。さらに、障害をもつ市民への聞き取り調査を通じて、同国の障害をもつ人たちの労働の状況の一端を明らかにした。

開発途上国の障害をもつ人たちのエンパワーメントを検討する場合、その身体が活用できる「資源」に注目することは重要である。ここでは、物質的な資源のほか、社会関係や知識、情報なども含めた、広義の「資源」概念を念頭においている（内堀 2007）。

たとえば、耳が聞こえない子どもが知識や技術を身に付けようと思ったとき、通訳なしで音声言語の学校や集団に入れられても、情報の伝達が困難であるために学習効果は小さいであろう。一方、同じ手話を話すおとなのろう者のもとで学習したり、職業訓練を経験したりすることがあれば、それはろ

う児にとって知識や技術を身に付けるよいチャンスとなり、やがて経済的に自立して生計を立てることにもつながるであろう。

自営業を営む障害をもつ人たちのなかには、しばしば、同じ障害をもつ若い人たちを職場で預かり、職業訓練の機会を提供しているケースがある。また、障害当事者団体の役員が、メンバーの就労や起業のために補助金申請の手伝いをするなど、互助的な関係のなかで、資源の活用に工夫をしている様子もみられる。一方、とくに肢体障害者たちは、非障害者が所有する資源と機会をうまく活用し、その一部に参画しながら、むしろ人材を活用する側の立場になっているケースもみられた。

政府の公的扶助制度が脆弱な社会において、人びとがいかに生計を立てていくかを検討する上で、資源の種類と所在、そして、その流れを明らかにすることは重要である。

障害をもつ人たちが、情報や資金、場所や人脈などの各種の資源を駆使しながら、それぞれの身体に適した生業文化を創っている状況を、一つの民族誌として描き出すことは、よりよい開発援助を検討する上でも意義のある試みとなるであろう。とくに、資金・物質面の資源と、知識・情報・人脈面の資源の二つのチャンネルに注目しながら、今後のアフリカ障害者研究の進展を展望したい。

### 謝辞

本調査は、日本貿易振興機構アジア経済研究所の研究会「アフリカの障害者：障害と開発の視点から」（主査：森壮也）により行われました。現地調査では、Mme Aïda Sarr および Bureau Régional de Dakar, Africa Disability Alliance（旧称 la Deuxième Décennie africaine pour les personnes handicapées）の各位、M. Aboulaye Thi- am, le Directeur de l'Ecole Nationale des Travailleurs Sociaux Spécialisés（ENTSS）、Fédération Sénégalaise des Association de Personnes Handicapées（FSAPH）、Association Nationale des Sourds

du Sénégal (ANASSEN), Regroupement National de Solidarité des Sourds (RNSS) ほか現地の障害当事者のみなさまにお世話になりました。また、在セネガル JICA 青年海外協力隊員のみなさまには、調査の便宜を図っていただくなどのご協力をいただきました。

[注]

- (1) DPI (Disabled Peoples' International, 障害者インターナショナル) とは、障害者本人によって構成される国際的な NGO である。DPI 日本会議は、DPI に加盟した日本国内の組織である (DPI 日本会議ウェブサイト)。
- (2) 国立福祉専門職養成学校 (Ecole Nationale des Travailleurs Sociaux Spécialisés: ENTSS) におけるインタビューに基づく。
- (3) 本報告書では、総人口に対する障害者人口の割合が示されているものの、障害者人数の実数データは明示されていない。また、1%台から5%台へと急増した背景として、調査における障害の定義が変更された可能性が指摘できる。
- (4) 国立福祉専門職養成学校 (ENTSS) およびセネガル障害者団体連盟 (FSAPH) におけるインタビューに基づく。
- (5) 西アフリカ諸国中央銀行 (BCEAO) が発行するフランス語圏西アフリカ諸国を中心に用いられる共同通貨。1ユーロ=655.957CFA フランの固定相場である (2015年1月時点のユーロ/円相場に基づけば、1円=約4.8CFA フランとなる)。第5章が対象とするコンゴ共和国を含むフランス語圏中部アフリカ諸国の多くが同名の CFA フランを共同通貨とするが、こちらは中部アフリカ諸国銀行 (BEAC) が発行する別の通貨である。なお、中部アフリカ諸国の CFA フランは通貨レートは、西アフリカ諸国の CFA フランと同じである。
- (6) セネガル障害者団体連盟 (Fédération Sénégalaise des Association de Personnes Handicapées: FSAPH) 役員に対するインタビューに基づく。
- (7) アフリカ障害同盟 (Africa Disability Alliance: ADA) におけるインタビューに基づく。
- (8) アフリカ障害同盟 (Africa Disability Alliance: ADA) におけるインタビューに基づく。
- (9) セネガル共和国教育省初等教育局におけるインタビューに基づく。
- (10) エチオピアでは、海外のドナーによる援助に対し、政府が厳しく統制を行っている様子がみられるが [西 本書第3章]、セネガルではそのような強い規制をみることはなく、地域団体が海外のドナーとともに活動することができている。

- (11) 今回、調査協力に応じてくれた人たちが聴覚障害者団体の役員であったため、聴覚障害のカテゴリーに含まれる対象者が多くを占める結果となった。各障害カテゴリーの人口構成を反映させた調査が今後必要であると考えられる。また、障害をもつ人たちのなかには職をもたない人も多く含まれると考えられるが、本調査においては聞き取り調査の対象とすることができなかった。
- (12) 肢体障害者たちの職場で、多くの非障害者を指導・雇用している状況は、「音声言語を共有しているために、非障害者の人材を活用しやすい」という側面のほかに、「職業上の技能や意欲をもった障害者たちの人材の層が薄い」という側面も要因として考えられる。詳細については、今後の検討が必要である。
- (13) 物乞いに対して非障害者および障害をもつ人びとがどのように受け止めているかについては、未調査である。キリスト教文化圏にあるガーナやベナンでは、ろう者団体が、物乞いをやめよう／やめさせようというキャンペーンを行ったり、そのための集会を開いたりしていたが、セネガルにおいてはそのような動きを見聞することはない。宗教上の慣習とも関連して、詳細な検討が必要である。

### 〔参考文献〕

#### <日本語文献>

内堀基光編 2007.『資源と人間』（資源人類学1）弘文堂.

亀井伸孝 2006.『アフリカのろう者と手話の歴史——A・J・フォスターの「王国」を訪ねて——』明石書店.

—— 2010.「コートジボワールの障害者の生計——公務員無試験採用制度の達成と課題を中心に——」森壮也編『途上国障害者の貧困削減——かれらはどう生計を営んでいるのか——』岩波書店 187-221.

#### <外国語文献>

ANSD (Agence Nationale de la Statistique et de la Demographie) Ministère de l'Economie et des Finances. République du Sénégal. 2006. *Résultats du troisième recensement général de la population et de l'habitat 2002 : rapport national de présentation*. Dakar: ANSD.

—— 2014. *Rapport définitif: RGPHAE (Recensement Général de la Population et de l'Habitat, de l'Agriculture et de l'Élevage) 2013*. Dakar: ANSD.

*Constitution du Sénégal* (adoptée au référendum du 07 janvier 2001)

Direction de la Prévision et de la Statistique. Ministère de l'Economie, des Finances et du Plan. République du Sénégal. 1993. *Recensement général de la population et de l'habitat de 1988 : rapport national (résultats définitifs)*. Dakar.

Direction Générale de l'Action Sociale, Ministère de la Santé et de l'Action Sociale, République du Sénégal 2014. *Note technique du programme national de réadaptation à base communautaire*. Dakar.

<ウェブサイト>

国際協力機構 2011. 「アフリカの障害者の権利実現に向けて：障害当事者組織のリーダーが日本の経験に学ぶ」 国際協力機構.

([http://www.jica.go.jp/topics/news/2011/20111007\\_01.html](http://www.jica.go.jp/topics/news/2011/20111007_01.html))

DPI 日本会議 (<http://www.dpi-japan.org/>)

Christian Mission for the Deaf (<http://www.cmdeaf.org/>)

Disabled People's International (<http://www.dpi.org/>)

Docusound Kenya (<http://www.docusound-kenya.org/>)

Loi d'orientation sociale n° 2010-15 du 6 juillet 2010 relative à la promotion et à la protection des droits des personnes handicapées (<http://www.jo.gouv.sn/spip.php?article8267>)

